

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の概要	群馬県では、指定難病の患者に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療給付又は指定難病要支援者証明事業を行っている。
③システムの名称	難病患者等公費負担システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病の患者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部感染症・疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	健康福祉部感染症・疾病対策課難病対策係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2611
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人で確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [特に力を入れて行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [特に力を入れている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	次のような対策を実施することなどにより、リスク対策を行っているため、「権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策」は「特に力を入れている」と考えられる。 ①ユーザ認証の管理を行っている。 ②アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③アクセス権限の管理を行っている。 ④特定個人情報の使用の記録・分析を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和14年8月1日	1-1システムの名称	公費負担システム(特定疾患システム)	障害患者等公費負担システム	事後	
令和14年8月1日	1-3法令上の根拠	番号法別表第一 98の項、難病の患者に対する医療等に関する法律及び施行令	番号法別表第一 97の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	
令和14年8月1日	1-4法令上の根拠	番号法別表第二 56の2項	【情報照会】 番号法別表第二 119の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 【情報提供】 番号法別表第二 26の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 56の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二 87の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条	事後	
令和14年8月1日	1-52所属長の役職名	保健予防課長 津久井 智	課長	事後	
令和14年8月1日	1-8連絡先	健康福祉部保健予防課疾病対策係 〒231-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL.027-226-2611	健康福祉部保健予防課難病対策係 〒231-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL.027-226-2611	事後	
令和14年8月1日	2-11いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和14年8月1日	2-12いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和14年8月1日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和14年8月1日	1-51部署	健康福祉部保健予防課	健康福祉部感染症・がん疾病対策課	事後	
令和14年8月1日	1-7調査先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	事後	
令和14年8月1日	1-8連絡先	健康福祉部保健予防課	健康福祉部感染症・がん疾病対策課	事後	
令和14年8月1日	詳細書名	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務の実施に関する事務 基幹項目評価書	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務又は指定難病受援者証明事業の実施に関する事務 基幹項目評価書	事前	
令和14年8月1日	個人プライバシー等の権利利益の保護の宣言	群馬県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	群馬県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務又は指定難病受援者証明事業の実施に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和14年8月1日	1-1①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務又は指定難病受援者証明事業の実施に関する事務	事前	
令和14年8月1日	1-1②事務の概要	群馬県では、指定難病の患者に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療給付を行っている。	群馬県では、指定難病の患者に対し、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療給付又は指定難病受援者証明事業を行っている。	事前	
令和14年8月1日	1-3③システムの名称	難病患者等公費負担システム	障害患者等公費負担システム、統合型名管理システム、申請サービス	事後	
令和14年8月1日	1-3法令上の根拠	番号法別表第一 97の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事前	
令和14年8月1日	1-4法令上の根拠	【情報照会】 番号法別表第二 119の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 【情報提供】 番号法別表第二 26の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 56の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二 87の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条	【情報照会】 番号法別表第二 120の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 【情報提供】 番号法別表第二 26の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 56の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二 87の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条	事前	
令和14年8月1日	1-51部署	健康福祉部感染症・がん疾病対策課	健康福祉部感染症・疾病対策課	事前	
令和14年8月1日	1-8連絡先	健康福祉部感染症・がん疾病対策課	健康福祉部感染症・疾病対策課	事前	
令和14年8月1日	2-11いつの時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事前	
令和14年8月1日	2-12いつの時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事前	
令和14年8月1日	1-3法令上の根拠	番号法別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法別表第一 131の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	
令和14年8月1日	1-4法令上の根拠	【情報照会】 番号法別表第二 120の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3 【情報提供】 番号法別表第二 26の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 56の2の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 番号法別表第二 87の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条	【情報照会】 番号法別表第二 19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 【情報提供】 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表18の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表77の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表113の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表123の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 番号法別表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	事後	
令和14年8月1日	IV本人手を介在させる作業	新設	記載のとおり	事後	
令和14年8月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	新設	記載のとおり	事後	